

□ チューリッヒの日本人学校における防災教育

—ヴェツィコン民間防衛施設の見学—

武蔵野女子大学短期大学部 専任講師 伊村 則子

本稿は、チューリッヒ日本人学校中学部による校外学習—民間防衛施設の見学記¹⁾—をもとに構成するものである。

1. はじめに

外国日本人学校の防災教育の実例紹介として、チューリッヒ日本人学校で「国際理解・現地理解教育」の一環として行われた民間防衛施設の見学¹⁾を紹介する。民間防衛施設は、戦争・非常災害時等においては住民の保護救助や食料・住居の確保、医療体制の整備のため、平常時においては非常時における安全指導、救助訓練、文化財の保護を目的に利用される施設である。

この学校があるスイス連邦²⁾は、ヨーロッパのほぼ中央に位置する人口712万人(日本の約18分の1)、面積41,293k m²(九州と同じ位の大きさ)の国である。フランス、ドイツ、オーストリア、イタリアなどと国境を接し、列強国の覇権争いの中で永世中立を歴史的国策として選択した背景がある。言語はドイツ語64%、フランス語19%、イタリア語8%、ロマンシュ語1%、その他言語8%からなり、

公用語は独仏伊の3カ国語となっている。人口のうち約19%が在住外国人である。チューリッヒはスイス第一の都会で、経済、商業、文化の中心的存在であるが、こじんまりとした小都市の魅力も兼ね備えている。

2. 民間防衛について

スイスは永世中立国として広く知られているが、永世中立ゆえ自ら防衛する必要があり、軍隊の他に民間防衛施設や民間防衛部隊がある。スイス民間防衛庁のホームページ³⁾によると、民間防衛の目的として、戦争と、自然災害を含む非常災害時等の防衛を掲げている。核シェルターは二度の世界大戦を通して、国民保護のために必要であると判断し、自衛の目的で設置されるようになった。

今回の見学は、中学部の生徒4名がヴェツィコンの民間防衛施設を見学している。

核シェルターを含む民間防衛施設は、スイスの特色の一つであり、この校外学習を通して、施設の設置目的や施設内容を知り、スイスの安全管理を理解するとともに、事

前事後の学習を通してスイス理解を深めることを目的として行われた。

3. ヴェツィコン民間防衛施設

見学した施設(写真1)の本部は、バーレンバッハ小学校地下に本部をもつ。



写真1 民間防衛施設入口

学習内容は、VTR「Menschen helfen Menschen」(人が人を助ける)を視聴後、施設内の病院・防衛本部およびその他の防衛施設を見学し、質疑応答を行った。ビデオのタイトルにもなっている「人が人を助ける」は、民間防衛の基本であり、自分たちの手で自分たちを守ろうという意識のもとにこれらの施設が設置されている。

本部(写真2)は、放射能部門、救助部門など専門分野の人々が集まって会議を開く場所であり、普段一般の人は入れない。

シェルター入口の扉(写真3)は約40cmあり、見学した中学生は「とても厚く、少し動かすだけでも大変だった。あれだけ厚ければまず壊れないだろう。」と感想を述べている。施設の中には同様の扉がたくさんあるが、奥に進むほど薄くなっていく。

ここには、1ヶ月分の食料が備蓄されている。飲料水などを管理する機械やタンクの



写真2 本部



写真3 核シェルター入口の扉

設備もあり、タンクには約1ヶ月生活できる水が貯蔵されている。シェルターの天井には多くのパイプがある(写真4)が、お湯は赤、水は青というように色分けされている。また、施設内には、食堂(兼、娯楽室)・病院(手術室、ベッド有)(写真5・6)・シャワー室・トイレ・会議室・調理室、有毒物を除く空調施設発電設備、洗濯機、情報交換室などがある。

このように各施設は、満員になった状態で1ヶ月生活できるように計画されているが、これは食べ物などの準備が事前に可能な場合についてである。「いざという時、人



写真4 色分けされた配管



写真5 病院内の様子



写真6 病院内の様子

が精神的に暮らしていけるかは分からない」と施設の人も話していた。

4. シェルターについて

民間防衛の整備の変遷をみると、1934年より学校の地下などに民間用シェルターが設置され、1959年に民間防衛(組織の整備・施設の確保)の設置が法的に決定、1963年より個人の新築の家にシェルターを設置する義務が法律により制定された。公共施設については、住民何人に対してどの位のシェルターが必要かの規定はなく、自宅にシェルター(個人用シェルター)をもたない住民全員が入れるだけの物があればよいとされている。

1970年当初、B自治体が住民に配布した資料によると、公共のシェルターは平常時には軍隊の宿舎などに利用し、地域の人々の会議など個人団体にも貸し出す。また、個人シェルターは倉庫・ホビー室としても使用できるが、有事には24時間以内に片付けることになっている。

原則的に自治体の方針によるが、在留外国人もB自治体に住所があれば、核シェルターに入ることができる。自宅にシェルターのない住民は、国籍を問わず各々のシェルターに入るべきか原則的に決定され、自治体から各家庭に連絡が入っている。

5. 民間防衛施設で働く人々

スイスには国民皆兵制度があり、スイスでは20～42歳まで兵役の義務がある。兵役義務を終えた国民は52歳まで民間防衛に従事、52歳以降は各自の自由意志になる。現在、国内では約38万人が民間防衛部隊として登録されており、その内の約半数が兵役義務を終えた国民である。これらの民間防衛施

設で働いている人々は、ほとんどは民間人で組織されているが、専門分野(機械管理など)は専門の人が携わっている。兵役につかない人・つけない人は20～52歳まで民間防衛に従事することになっており、女性も自由意志で民間防衛に参加でき、現在各分野で活躍している。就任時には、最初に各自の技能・専門分野に応じて配置され、最長5日間の訓練を受ける。

仕事の内容は、災害時の救助、非常事態時における指揮監督・住民の保護救助・医療活動、シェルターの設置・シェルターでの食・住の世話や材料の輸送等、文化財の保護、警報・通信機能や有毒ガスの測定の対処、自助救済の指導である。

医者や看護婦なども担当施設が定められており、有事の際には3時間以内に参集し、6時間以内に準備できるようになっている。施設関係者は、自治体で行われる訓練に参加し、いつでも行動できるようになっている。

訓練は、基本的には各自治体ごとに行うが、2～3の自治体が合同で行なう訓練が数年に1度実施される(軍隊と消防隊合同で実施することもある)。

6. おわりに

これまで、施設を利用するような事態が起こったことがなく、1度も使われたことはないそうである。このようなことから、戦後間もない時期に比べると、民間防衛に対するスイス国民の意識は低くなっており、必要性を訴え意識を高める努力が必要なようである。上述したように、民間防衛の基本は、「自分たちの手で自分たちを守ろう」という意識にある。日本においても、自然災害、特に地震災害に対して、最近「自助・共助・公助」について言われることが多くなった。スイスと日本とでは事情が少し異なるとはいえ、日本においても自らの命は自らで守る、さらにこれを発展させて互いに助け合うところまで、社会全体の意識を高めるには、日頃からの市民の理解と地道な教育によるところが大きいと考え、さらなる努力が必要である。

【引用文献】

1. <http://www.cyberlink.ch/~jpn/>
チューリッヒ日本人学校(2002. 12)
2. <http://www.myswiss.jp/>
スイス政府観光局(2002. 12)
3. <http://www.zivilschutz.admin.ch/>
スイス民間防衛庁(2002. 12)